

賃借料を決める目安に
農地の賃借料情報を提供します

平成25年1月から12月までに、田原市内で締結された賃借料水準は、次のとおりです。市全体の平均と、各地域の実勢に合った金額をお知らせします。

※この賃借料はあくまで参考額のため、実際の賃借料を決める際は、当事者間の話し合いで決定してください。



● 田(水稻)の部 (10a当たり)

地域	最低額	最高額	平均額
田原地域	7600円	1万5400円	1万2100円
赤羽根地域	1万円	2万2200円	1万4100円
渥美地域	1万円	1万2100円	1万1000円
田原市平均			1万2400円

● 畑(ハウス敷地)の部 (10a当たり)

地域	最低額	最高額	平均額
田原地域	2万円	2万4700円	2万2900円
赤羽根地域	1万4600円	4万円	2万6200円
渥美地域	2万円	5万8100円	4万6000円
田原市平均			3万1700円

● 畑(普通畑)の部 (10a当たり)

地域	最低額	最高額	平均額
田原地域	6100円	2万5000円	1万7300円
赤羽根地域	1万1300円	2万1100円	1万7000円
渥美地域	9000円	4万400円	2万3500円
田原市平均			1万9300円

働きやすい環境づくりを！
家族経営協定調印式を開催

2月13日(木)・田原市役所

平成25年度は新たに13世帯が協定を締結しました。

この協定は、「経営方針」「営農計画」「役割分担」「収益の配分」「働きやすい就業条件」「将来の経営移譲」などを家族間で十分に話し合い、取り決めるものです。

調印式では、「より良いコミュニケーション」で、「より良い経営」と題して、愛知淑徳大学非常勤講師 外村妃彩枝さんの講演もあり、参加者は、熱心に聞き入っていました。



農業委員会委員の選挙の年です
農業者の声を届けましょう

7月には、委員の改選が行われ、20名が選挙で選ばれます。農業者のために行動する委員を選びましょう。なお、現在の委員の任期は、7月27日までです。

● 農地に関するQ&A

Q 転用許可の条件に違反して、目的どおりに転用しなかった場合、どのようになりますか。

A 農地転用許可を受けた土地が、目的どおりに使われないままに放置されていることは、土地の有効利用の観点から好ましいことではありません。

このため、転用許可には、完了すべき期間などに関して、条件を付けています。許可を受けた者が、この許可条件に違反しているときは、事情を調査し、その結果、相当の事情がないにもかかわらず事業に着手せず、今後も確実にを行うと認められないときは、農地法第51条の規定に基づき、許可の取消しまたは許可条件の変更を命令することができるとなっています。